

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定

○建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

1.【住宅(表1)】

【住宅】 建築物の戸数、床面積		1棟あたりの手数料の金額(円)				
		事前審査等、知事が別に定める方法により技術的審査を経て、県へ申請する場合(※1)		左記以外 (県へ直接申請する場合)		
				標準的な評価法		
		新規	変更	新規	変更	
一戸建ての住宅		5,000	3,000	36,800	18,900	
共同住宅等(※2)	住戸部分	1戸	5,000	3,000	36,800	18,900
		～5戸	10,100	6,000	74,500	38,200
		～10戸	17,300	10,400	104,800	54,100
		～25戸	28,900	17,300	147,500	76,600
		～50戸	48,400	29,000	211,900	110,800
		～100戸	86,800	52,000	303,800	160,500
		～200戸	137,400	82,400	411,500	219,500
		～300戸	173,600	104,100	539,600	287,100
	301戸～	185,100	111,100	633,600	335,300	
	共用部分	～300㎡	10,100	6,000	117,900	59,900
		～1,000㎡	18,400	11,000	155,500	79,500
		～2,000㎡	28,900	17,300	194,500	100,100
		～5,000㎡	86,800	52,000	303,000	160,200
		～10,000㎡	137,400	82,400	389,100	208,300
～25,000㎡		173,600	104,100	465,100	249,900	
	25,000㎡～	217,000	130,200	541,700	292,500	

2.【非住宅建築物(表2)】

【非住宅建築物】 建築物の床面積		1棟あたりの手数料の金額(円)					
		事前審査等、知事が別に定める方法により技術的審査を経て、県へ申請する場合(※1)		左記以外 (県へ直接申請する場合)			
				標準的な評価法(※4)		簡易な評価法(※3)	
		新規	変更	新規	変更	新規	変更
～300㎡		10,100	6,000	256,700	129,400	93,800	47,900
～1,000㎡		18,400	11,000	321,600	162,600	124,900	64,300
～2,000㎡		28,900	17,300	415,200	210,600	157,300	81,500
～5,000㎡		86,800	52,000	592,600	305,300	254,700	136,000
～10,000㎡		137,400	82,400	730,000	379,300	332,600	180,000
～25,000㎡		173,600	104,100	862,900	449,600	399,800	217,200
25,000㎡～		217,000	130,200	984,500	514,900	469,000	256,100

3.【複合建築物(表3)】

区分	1棟あたりの手数料の金額(円)
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。 一 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合は、イ及びロの金額を合算した額。 イ この表の一の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額 ロ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じたこの表の二の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額 二 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合は、イからハマまでの金額を合算した額 イ 住戸部分の総戸数に応じたこの表の一の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

	<p>ロ 共用部分の床面積に応じたこの表の一の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額</p> <p>ハ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じたこの表の二の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額</p> <p>三 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合は、前号イ及びハの金額を合算した額 (事前審査等、知事が別に定める方法は※1による)</p>
複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、この表1に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額(事前審査等、知事が別に定める方法は※1による)

※1 認定対象の区分に応じ、それぞれ次の方法により技術的審査を受けた場合

●住宅部分が認定対象の場合

- ①登録住宅性能評価機関で技術的審査を受けた場合
- ②住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等の性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。)の交付を受けている場合
- ③BELS(一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度)に基づく評価書の交付を受けている場合

●非住宅部分が認定対象の場合

- ①登録建築物エネルギー消費性能判定機関で技術的審査を受けた場合
- ②BELSに基づく評価書の交付を受けている場合

●複合建築物全体が対象の場合

- ①登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関で技術的審査を受けた場合
- ②BELSに基づく評価書の交付を受けている場合

※2 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額となります。

- イ 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合は、住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額。
- ロ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合は、住戸部分の手数料の金額。

※3 モデル建物法により評価している場合

※4 BEST省エネツール、標準入力法により評価している場合

※ 上記のほか、当該認定の申請に併せて建築確認に相当する審査を申し出る場合は、上記認定申請手数料に別途建築確認申請と同額の手数料を加算して下さい。(なお、建築基準法第6条の3ただし書(ルート2の構造計算をルート2建築主事が審査すること)により構造計算適合性判定が不要になる場合は、さらに所定の手数料(構造計算適合性判定と同額)を加算して下さい。)

※ 申請建築物に自他供給型熱源機器等を設置して、他の建築物を含めた複数棟で申請を行う場合にあつては、棟ごとの手数料金額を合算して下さい。